

阿賀野市市政モニター設置要綱

令和3年4月7日
告示第71号

(設置)

第1条 市政に対する市民の意見や提言を広く聴取し、市政への市民参加と開かれた市政を実現するため、市政モニターを設置する。

(職務)

第2条 市政モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市政に関するアンケート等にインターネットを利用して回答すること。
- (2) 前各号のほか、市長が必要と認めること。

(資格)

第3条 市政モニターは、当該年度の4月1日現在、市内に在住、在勤又は在学する満18歳以上の者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 市議会議員など公選の職にある者
- (2) 常勤の国家公務員及び地方公務員

(募集及び登録)

第4条 前条に該当する者で、市政モニターに登録しようとする者は、阿賀野市公式ウェブサイト上の登録ページから応募するものとする。

2 市長は、前項の規定による応募者のうちから、前条に該当しているかどうかを審査した上で、年齢、性別、地域等のバランスを勘案し、適当と認める者を選任して登録するものとする。

(任期)

第5条 市政モニターの任期は、登録の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、第7条に定める登録の取消しが行われないう限り、任期は自動で更新される。

(定数)

第6条 市政モニターの定数は、200人以内とする。

(登録の取消し)

第7条 市政モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、市長は登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 市政モニターが第3条に定める資格を満たさなくなったとき。
- (2) 本人から辞退の申し出があったとき。

(3) その他市長が委嘱を取り消す必要があると認めるとき。

(費用負担)

第8条 市政モニターが第2条に規定する職務を行う上で要する経費は、市政モニターの負担とする。

(謝礼)

第9条 市長は、第2条第1号に規定するアンケート等に一定以上有効な回答をしたモニターに対し、予算の範囲内で謝礼を支給するものとする。

(禁止事項)

第10条 モニターは、次の各号に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令等に違反する行為
- (3) モニター制度の運営を妨害する行為
- (4) 第三者を誹謗・中傷する行為
- (5) 第三者に不利益を与える行為
- (6) 不正に回答する行為
- (7) 同一人物による重複登録をする行為
- (8) 他人になりすまして登録をする行為

(個人情報保護)

第11条 モニターから収集した個人情報については、モニター制度に関する目的以外には使用しないものとし、阿賀野市個人情報保護条例の規定に基づき厳重に管理し、改ざん・漏洩・不正アクセス等の防止に適切な対策を講じるものとする。

(庶務)

第12条 市政モニターに関する庶務は、市長政策・市民協働課において処理する。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、市政モニターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月10日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月7日から施行する。